

高橋氏文

——その成立の背景について——

多田一臣

高橋氏文

—

『高橋氏文』は完本としては現存せず、わずかに『本朝月令』『政事要略』『年中行事秘抄』等にその逸文をとどめるにすぎない。周知のことく、本書は、神事の御膳供奉をめぐる高橋氏と安曇氏との相論に際して、高橋氏側の論拠としてまとめあげられたものであった。本書はまた、『古語拾遺』『先代旧事本紀』等と並ぶ氏族の記録として文学史上貴重な意義を有するものであったのである。本稿に与えられた課題は、こうした本書の中に示された様様な特質をあきらかにするところにあるが、今回は充分な余裕を失い、以下、とくにその成立にかかる問題についてのみ焦点を絞ることとして、残された部分については他日を期したいと思う。

二

『高橋氏文』成立の契機となつた高橋氏と安曇氏との相論の経緯については、『本朝月令』六月十一日神今祭事条所引、延暦十一年三月十九日太政官符によつてその大略を知ることができる。この太政官符は、『本朝月令』に「高橋氏文云」として引用されるものだ

が、伴信友が「素より在来れる氏文に書副たるものなり」（『高橋氏文考註』）と記すごとく、本来の『氏文』逸文として取り扱われるべきものではなかつた。しかしながらここには、高橋・安曇両氏の相論の過程が仔細にたどられており、その意味でこの太政官符は、『氏文』成立の背景を知る上に貴重な資料であつたといえよう。これによれば、両氏の相論は、以下のごとく四度に及ぶものであつたことが知られる。すなわち高橋・安曇両氏は、従来膳職として、神事の御膳に奉仕することをその職掌としていたが、当初は高橋氏が優先して供奉することに格別の問題はなかつた。しかるに靈龜二（七一六）年十二月の神今食に際し、安曇刀は「官長年老」の故をもつて高橋乎具須比の前に立たんとして相論を起こした。これが内裏に聞えて勅判を下され、累世の神事は更に改むべからずとあつたので、その後も高橋氏が優先して供奉の任にあつた。ところが宝亀六（七七五）年六月神今食に際して、安曇広吉は高橋波麻呂と先後を争い、再び勅判を蒙るところとなつて、広吉は祓を科せられた。ために広吉は偽辞を氏記に付記して安曇氏の優先を主張し、先となることを得た。高橋氏の憂憤は默しがたく、延暦八（七八九）年その記文をすすめたので、朝廷は両氏を喚問してその氏記を搜検せしめ、

ついに高橋氏の先たることがあきらかとなつた。しかしながら先朝の遺習は卒にも改めがたく、両氏をして一先一後せしめることが定められた。しかるに延暦十(七九一)年、奉膳安曇繼成は勅を奉ぜず、三度の神事にお先後を争つたので、違勅の罪として佐渡に配流されるところとなつた。これがその大略である。

この太政官符については他に所見がなく、高橋氏による述作あるいはその潤色を主張する所説が存在する。しかしながらこの両氏の相論および安曇繼成の佐渡配流は、『類聚国史』においても「流ニ内膳奉膳正六位上安曇宿禰繼成於佐渡國」。初安曇・高橋二氏。常争_ニ奉神事_ニ行立前後_ニ……」(卷八七)のことくに記されており、その記事の信憑性が理解されるのである。

ところで、この両氏の四度に及ぶ相論の因は何であつたのである。ことは無論、神事の御膳奉仕の先後に起因するものであつたが、本質的には、それは、律令国家体制といふ新たな制度の整備にともなう、両氏の浮沈を賭けた対応姿勢の所産にほかならなかつたのである。先述したことく、高橋・安曇両氏は膳職として内膳司に仕え、神事の御膳に供奉することをその職掌としていた。事実、この両氏が内膳司として神事に奉仕したことは、「延喜神祇式」践祚大嘗祭条に「薦_ニ悠紀御膳」。行立次第。……次内膳司高橋朝臣一人_{汗漬}。安曇宿禰一人_{汗漬}。……とあること、また同「宮内式」大斎条に「供_ニ奉神事_ニ諸司行列。……次内膳司高橋朝臣一人_{汗漬}。安曇宿禰一人_{汗漬}。……」とあることからも確かめうるところであつた(他に『儀式』践祚大嘗祭条、神今食儀条など参照)。一体、この両氏が奉仕した内膳司とは、いうまでもなく律令官制下の一部局であつた。内膳司は「職員令」によれば宮内省の被管として存在し、その

職掌は、主として天皇の食膳の料を担当(他に神事の御膳を担当)するところにあつたのである。この内膳司について注目すべきは、その長官たる奉膳の定員が二名であることであつて、これは律令官制の中で他に例を見ぬきわめて変則的なありかたを示すものであつた。もとよりかかる異例な制度が定められた理由は、律令官制以前の段階において、高橋・安曇両氏が天皇との私的な関係の中で(換言すれば氏の職掌として)その食膳に奉仕してきた歴史と不可分なかわりを有するものであつたのである。律令官制下においても内膳奉膳にはこの両氏を任ずるのが原則であつたと思われ、この事実は、ある意味で、前代以来の氏の職掌を重視しながら、それを新たな律令官人制の機構の中に位置づけようとする一種の制度的矛盾をそこに顕在化せしめるものでもあつたのである。

内膳奉膳がもっぱら高橋・安曇両氏の任であることは、次に示す神護景雲二(七六八)年の詔からもあきらかであつた。

勅。准_レ令以_ニ高橋・安曇_ニ任_ニ内膳司_一者為_ニ奉膳_一。其以_ニ他氏_一任_レ之者。宜名為_レ正_一(『続日本紀』神護景雲二年二月十八日条)。

ここには、内膳奉膳が高橋・安曇両氏の専任であり、他氏を内膳司の長官に充てる場合、内膳正と称すべきことが定められている(同様の規定は、「延喜式部式」にも「凡内膳司長官。除_ニ高橋安曇_ニ氏_一以外_ニ正_一とある)。その意味ではこれは、たしかに内膳司における高橋・安曇両氏の専権的地位(同時に内膳奉膳二名という変則的制度)を保証するものであったのである。しかしながらこの詔の意味は、一方において、内膳正の名称のもとに他氏が内膳司の長官に就くことを容認するものであつた。しかも、それは律令官制における変則的制度をありうべき秩序の中に引き戻そうとする志向を孕むものであり、

結果として高橋・安曇両氏の地位低下を促がす可能性を秘めるものであったのである。こうした視点から後藤四郎氏は、『続日本紀』以下の国史に散見する両氏以外の内膳司の長官＝内膳正の任官例を調査され、全十四例中十二例までが王氏であることを指摘されて（神護景雲二年以後、高橋・安曇二氏以外の者を内膳司の長官に任命する時は原則として王氏を之に充てる方針）であったことをあきらかにされた（「内膳奉膳について」『書陵部紀要』11、昭和30年10月）。同氏はさらにこの内膳正一名は奉膳二名中の一名を占めるものであり、この場合にも他の奉膳一名は別に任せられるものであることを指摘され、つまるところこれらの措置は、律令政府の（高橋・安曇二氏が同時に内膳奉膳となることを避けようとする意図を示す）ものであることを論じておられる。いずれにしても、内膳正の名称のもとに他氏の任用を認めようとする神護景雲二年詔の意味は、表面的には旧来の氏族の職掌を、内膳司における両氏の専権的な地位の中に保証せしめようとするものであったが、一方においては、律令官制下における変則的な秩序をありうべき形態に引き戻そうとする、律令政府当局者の意向を顕著に反映するものであったのである。けれどもこうした政府当局者の意図するところは、現実には高橋・安曇両氏の相対的な地位低下を招来せしめるものであった。他氏の任用は、内膳司における両氏の専権的地位の制限を意味するものであり、こうした中で両氏は、その内部に深刻な動搖を体験せざるをえなかつたのである。高橋・安曇両氏の相論は、自氏の威信の回復を賭してなされたものであったが、それゆえにそれは、より一層先鋭なものとして顕在化せざるをえなかつたのである。

一方、律令官制においては、内膳司に類する部局として大膳職が

これまた宮内省の被管として置かれていた。「職員令」によれば、大膳職の職掌は朝廷における会食の料を担当するところにあり、天皇の食膳の料にかかる内膳司とはその職域を異にするものであることが知られるのである。しかしながら大宝・養老令制以前の段階においては、両者は膳職として未分化の状態であったと思われ（日本思想大系『律令』補注）、内膳司、大膳職の分立もまた、ある意味では高橋・安曇両氏の地位低下を象徴する出来事であったと思われる。前代以来、氏族固有の職掌としてこの両氏に委ねられてきた膳職が、律令体制整備の過程の中で官僚機構の一端に組み入れられ、内膳司・大膳職の分立がはかられたと考えられるのである。律令官制においては、内膳司の長官、次官の官位相当（それぞれ正六位上、從七位下）は、大膳職のそれ（正五位上、從五位下）よりも下位に位置づけられており、かかる点からも内膳司およびそれにかかる両氏の地位低下が察せられるのである。滝川政次郎氏は、大化前代、この両氏に私的に隸属せしめられた事実を指摘されたが（「上代の隅田川両岸地帶」『国学院雑誌』昭和31年2月）、この事実もまた、本来氏族という私的ルートを通じて隸属民に対する支配を及ぼしていたこの二氏の勢威の衰退を窺わせるものであったのである。内膳司における令制下の先述したことき例外的ありかたは、天皇との私的関係に依拠した氏族固有の職掌が、律令官人制の組織の中に調和ある位置を占めようとする矛盾の中から派生したものであったが、高橋・安曇両氏の相論とは、つまるところかかる矛盾の修正を意図する動向の中で、あえて自氏の威信の回復をもとめて生み出されたものにほかならなかつたのである。

三

高橋・安曇両氏の相論の中で、何故に「行立」の先後が問題とされたのであらうか。それは、かかる「行立」のありかたが律令官人の政治的身分を公的に表示するものであつたがためにほかならなかつたのである。律令官人におけるその政治的身分は、その位階によつて表示、序列せしめられるのが原則であつた。位階はまた「凡臣事レ君。尽レ忠積レ功。然後得ニ爵位」（「官位令集解」或説）と説かれることとく、本質的には君臣間の距離、すなわち君臣関係の近遠厚薄の表示にほかならなかつたのである。「行立」とは、いわばこうした身分的秩序を視覚的に他者に対しても表示するものであり、天皇の面前での「行立」の次第が問題とされるのは、それが天皇を中心とする新たな制度における序列の表現でありえたからであつた（日本思想大系『律令』補注）。こうした身分的秩序の重視される場においては、前代までの君臣間の私的関係はもはや力を持ちえない。それは新たな官人的秩序の中に位置づけられぬかぎり、そこに積極的な意味を持ちえぬものであったのである。高橋氏が『氏文』中に強調する膳氏以来の天皇との関係もまた、官人的秩序の再編を経ぬかぎり、そこに独自な意味を主張することはできなかつたのである。

先述したこととく、高橋・安曇両氏の対立は、両氏の並立を前提とする内膳司の特殊なありかたが、律令官制の中に前代的な矛盾として取り込まれたところから生じたものであつた。かかる矛盾の中で、両氏の地位は低落せしめられ、両氏の相論の中で、官人の身分秩序にかかる行立の先後があらためて問題とされたのである。

『本朝月令』所引太政官符によれば、靈龜二(七一六)年十二月神今

食に際して、「行立」の先たるべきことを主張した安曇刀の論拠は、その「官長年老」たることにあつた。「公式令」によれば「凡文武職事散官。朝參行立。各依ニ位次ニ為レ序。位同者。五位以上。即用ニ授位先後」。六位以下以レ歎」とあり、「官長年老」を論拠とする安曇刀の主張は、ある意味では令制の趣意にかなうものであることが知られるのである。一方、これに対する高橋乎具須比の論拠は「旧例」に拠るべきことであつたと思われ、かかる点からこの二氏の対立は「新しい組織から生れる新しい立場と古き伝統との対立」（後藤四郎前掲論文）であつたといふこともできるのである。けれどもこの両氏の相論は、つまるところ内膳司のありかたそのものの中に含まれる前代的な矛盾の中から生み出されたものであつて、そのかぎりにおいては「官長年老」を主張して「行立」の先後を論ずる安曇氏も、「旧例」の墨守を主張する高橋氏も、その立場においては選ぶところはなかつたと解されるのである。事実、『本朝月令』所引太政官符によれば、両氏はともにその「氏記」（その一部が『高橋氏文』にほかならない）を提出して官の裁断を仰いでおり、そうした氏記・家記が天皇との私的関係のあかしとしての性格を有するものであるかぎり、この両氏の立場は軌を一にするものであつたといふことができる。もとよりかかる氏記・家記の内容も律令体制の縦糸としての『日本書紀』との整合性によってのみその意味が保証されたのであつて、つまるところ天皇との私的関係を新たな政治体制の中でいかに認知せしめるかが、これらの氏記・家記に課せられた最大の課題であつたといふことができるるのである。

四

八世紀から九世紀初頭にかけて、『高橋氏文』のみならず様様な氏族伝承が氏記・家記のかたちでまとめられている。『住吉大社神代記』『古語拾遺』『先代旧事本紀』などが相ついでまとめられた奈良朝から平安朝への過渡期は、いわば「氏文の時代」とも名付けうる時代であったのである。

この時代、こうした氏族伝承がつぎつぎとまとめられたことは、氏族のありかた、その系譜に対する関心の高揚をものがあらわすものであつた。『新撰姓氏録』序文には、天平宝字（七五七—七六四）の末年、「氏族志」の編纂がすすめられた記事が見えており、また同序文および『日本後紀』延暦十八（七九九）年十二月二十九日条には、「本系帳」の撰述がおこなわれた記事が見えている。さらに『続日本紀』中の改賜姓記事三〇〇余件の中、延暦初頭に四十件以上が集中せしめられており、これらの事実は、この時期における氏族のありかた、その系譜に対する関心のきわめて顕著であったことを窺わせるものであったのである。

こうした氏族の系譜に対する関心の高揚について、金井清一氏は、『続日本紀』の改賜姓記事を問題とされる中で「改賜姓を願い出る意図は、氏族の社会的地位を有利ならしめる」とことであり、「平城京から長岡京へ、そして平安京へと都が変遷した時期が各氏族にとって自氏の地位を改善させる好機とみえたのであろう」と説明しておられる（『日本文学全史 上代』）。しかしながらかかる氏族への関心、それにともなう氏記・家記の編纂は、一方においては、高橋・安曇両氏の「氏記」同様、氏族と天皇との私的関係を新たな政治秩序の中にいかに位置づけうるかという課題を担わざるものであった。それゆえにこれらの氏記・家記の記述のありかたもま

た、律令体制の規矩たる『書紀』との整合性にもとも意を払わねばならぬものであったのである。

ところで、こうした氏記・家記に記される氏族伝承のありかたは、それが氏族によって持ち伝えられるものであるかぎり、口承言語による伝承をそのたてまえとするものであった。それは、口承言語による表現のみが聖性を保ちうるとする前代以来の観念が、そこに信仰として残存した結果にほかならなかつたのである。しかしながら『古事記』序文によつても知られるごとく、すでに天武朝において諸氏族はその「家記」を保持していたが、そうした「家記」とはもはや書記言語によつてしか記しえぬものであつた。口承から書承へという氏族伝承書記化の過程は、いうまでもなく律令体制整備の過程と不可分のかかわりを有するものであつたが、各氏族の固有な伝承は、かかる書記化の過程を経ることによつて、はじめてその意味が公的に認知せしめられたのである。けれどもかかる書記化された氏族伝承の中には、かつての口承段階における言語の聖性はもはや残存しえない。『古語拾遺』序文に記す「蓋し聞く、上古の世、未だ文字有らざるとき、貴賤・老少、口口に相傳へ、前言往行、存して忘れず。書契ありてより以来、古を談ずることを好まず。浮華競ひ興りて、還りて旧老を嗤ける」という有名なことばは、口承の優位、その聖性を説くものとして貴重な記録であつた。しかしながら『古語拾遺』の場合、かかるかたちで口承の優位を認めながらも、その伝承はやはり書記言語のかたちで呈示されねばならなかつたのであり、その意味ではそれは、いわば顛倒した矛盾の中で記しどめられねばならなかつたといふことができるるのである。しかもそした本来氏族に固有であるべき伝承の意味するところは、書記化

された國家の伝承である『日本書紀』との整合性によってからくも支えられるものでしかありえなかつたのである。

こうした事情は、『高橋氏文』においても同様なものがあつた。一体、『本朝月令』六月朔日内膳司供忌火御飯一事条所引逸文は、文体を規準として、その内容を明確に二つに区別することができた。一つは準和文体(宣命体)の部分であり、他の一つは純漢文体の部分であつて、この両者は『恰も木に竹を接いだやうな様相を示してゐる』るのである(倉野憲司「高橋氏文考」『文芸と思想』昭和27年7月)。準和文体(宣命体)の部分は、高橋氏本来の伝承を記した部分であつたと考えられる。これが宣命体という国語の語序に従う表記法、すなわち『正しく読まることを望むというやうな』表記法(西宮一民『日本上代の文章と表記』)によつて記されている事実は、先述したごとき口承言語の聖性を、そこに保存せしめようとする意図のあらわれと解することができる。事実、『氏文』の「山野海河者多遡久々乃佐和多流岐波^美加幣良乃加用布岐波^美波多乃広物波多乃狹物。毛乃荒物毛乃和物。供御雜物等。兼撰持天仕奉止依賜」といった部分には、「延喜式祝詞」(祈年祭祝詞、月次祭祝詞、遷却祟神祭祝詞など)と共通する口承的性質が顕著に窺われ、かかる点に氏族伝承本来のありかたが示されていたということができる(もとより『氏文』のかかる表現が口承的性質を顕著に窺わせるものではあつても、それが口承言語そのものの姿を忠実に伝えているのではない)。こうした表現にはきわめて洗練された修辞が多用されており、そうした修辞のありかたは、本来書記言語の世界のものでしかありえなかつたのである。けれどもここに示されたごとき表現が律文構造を有するものであること、そのことによつて口承言語の有する聖性がそこに保証され、それが口承性にかかるものと

して信ぜられている事実の中に、むしろ重要な意味を見出さねばならないのである)。

一方、純漢文体の部分は、『日本書紀』(「景行紀」五十三年条)の記述に概ね一致するものであつた。これらの部分は、伴信友が『さて上の五十三年云云より此ところまでの文のみおほかた書紀の文と同じく、なべての文体は異なることをおもふに、高橋の家の古記どもを』の氏文に繕写るときの所為なるべくおぼゆ』(『考註』)と指摘することく、おそらくは『氏文』奏上に際して『書紀』を参照して記されたものと思われる所以である。こうした『書紀』の影響は、先述したことく、『書紀』との整合性が『氏文』の権威を保証せしめるものであるがぎり、必然的にそこにもたらされるものであつた。他氏との抗争の中で、自氏の地位と職掌の正当性を公的に認知せしめるためには、『書紀』への記述の準拠が第一の課題としてここに取り上げられねばならなかつたのである。

けれども『書紀』と『氏文』との関係は、後者が前者に依拠するかたちで一方的ななされたものではなかつた。その関係はむしろ相互的なものであつたと考えられるのである。周知のことく、「持統記」五年八月条には、十八氏に対してその墓記の提出を命じたことが記されている。墓記の意味はさだかではないが、一般には先祖の事績を述べたもの、すなわち家記の一類であつたと解されており(日本古典文学大系『日本書紀』頭注)、さらに『書紀』編纂の有力な資料であつたと解されているのである。ここで注目すべきは、この十八氏中に高橋氏の前身膳氏の名が見出されることであり、「景行紀」の記事は、かかる膳氏の墓記に由来するものではなかつたかと考へられるのである。坂本太郎氏は、「景行紀」の記事を含む五ヶ

所の記事が、ともに膳氏にかかる共通の精神傾向を持つことを指摘され、これらの記事が持統朝における膳氏の墓記にもとづくものであることを論じられたが（「纂記と日本書紀」『日本古代史の基礎的研究』）、従うべき見解といえよう。さらに『氏文』と『景行紀』とを仔細に比較する時、磐鹿六箇の事績を述べた部分など、前者には、後者の簡略化され意の通じがたい部分のよく理解される箇所が顕著に存在しており、その意味においても『氏文』（正確にはその原型としての墓記）が『書紀』の原資料であったことが確かめうるのである。したがって『氏文』と『書紀』との関係は相互的なものであり、つまるところ『氏文』の主たる部分は、古来氏に持ち伝えられた伝承（すなわち墓記として提出されたごとき伝承）を基盤としながらも、一方、延暦年間、官に提出されるに際して、『書紀』を参照し、それによつて潤色せしめられたものであることが知られるのである。そしてかかる『書紀』の記述もまた、『氏文』の基盤たる古来からの伝承、すなわち墓記にもとづくものであることが知られるのである。

以上のことく、高橋・安曇両氏の相論の経緯をたどる中から『高橋氏文』成立の背景をながめてきた。両氏の相論は、旧来の氏族に属する固有の職掌が、律令官人制の秩序の中にいかなる調和を獲得しうるかという問題に端を発するものであり、同時にそれは、氏族固有の職掌の由来を天皇との私的関係の中に主張する氏族伝承（氏記・家記）が、律令体制の規矩たる『日本書紀』の記述といかなる整合性を保ちうるかという問題をそこに内包するものであったのである。その意味において、高橋・安曇両氏の相論、『高橋氏文』の成立は、律令体制と氏族との緊張を孕んだ関係を伝える、いわば「氏文

の時代」を象徴する顕著な出来事であったということができるるのである。

五

最後に『高橋氏文』の成立に直接かかわる問題についてながめてみたい。『本朝月令』所引太政官符には、「去延暦八年。為_レ有_ニ私事_一。各進_ニ記文_一」とあり、本書の成立は少なくとも延暦八（七八九）年以前であることが知られる。しかしながらそれは、現在逸文として残存する成書としての『氏文』の成立時点（成立下限）を示すものであつて、原型的な氏族の記録としての『氏文』の成立（一次的成立）は、それを遡るものであることが知られるのである。かかる意味における『氏文』の成立については、伴信友以来の次のごとき見解が存在している。すなわち『本朝月令』所引逸文中に「上總国安房」なる部分が存在するが、安房国が上総国に併合せしめられていたのは天平十三（七四一）年から天平宝字元（七五七）年までの間であり、かかる点から本書は、『安房国を上総国に并せられたる天平十三年より旧の如く国に立ちわたりし天平宝字元年までの間に書記』（『考註』）せられたものと解するのである。しかしながら一方、『政事要略』十一月新嘗祭条所引逸文には「上総國乃長止毛淡國乃長止毛定」なる記事が示されており、ここに「淡國（安房國）」が分立せしめられていること、さらに「親王」「宣命使」など平安時代に近い文辭が用いられていることなどから、天平宝字元年以降の成立であることが主張されていた（倉野憲司前掲論文。なお植松茂氏は、『政事要略』所収逸文と『本朝月令』所収逸文との間に表記・文体の相違が存することを指摘され、両者の成立の異時性を論じておられる。「氏文の成立と構造

——高橋氏文』『日本神話の成立と構造』)。

高 橋 氏 文

けれども『政事要略』の記述を背景とする後者の見解は、意改された本文をその論拠とする点にいささかの問題を含むものであった。「淡国（安房国）」の部分は、通行本によれば「淡路国」であり、これが「淡国」とされたのは、信友の『淡国は安房國なり……もと六雁命の大御膳に仕へ奉り始めたる國なるが故に、其由縁にて、この二国（上総國・安房國）より貢進る御賛の事など總攝ぬる長とし給ひたるなるべし』一本に、淡を淡路と作るはつきなし。後人路の字脱けたるならむとおもひて、さかしらにかへたるなるべき事決ければとらず』(『考註』)という所説に従つた意改であることが知られるのである。しかしながら淡路国は『高橋氏文』にとって重要な意味を持つ國であった。通行本『政事要略』所収逸文の表記を尊重するかぎり、磐鹿六箇の功業に対し、景行天皇が保証せしめたのは、上総・淡路・二国の長たる地位と、若狭国における権益とでなければならなかつたのである。

一体、高橋氏が特権的な地位を有していたのは志摩国においてで

あった。志摩守は高橋氏の世襲として、国司制度の継続する中で同氏に固定せしめられていたのである(吉村茂樹「国司制度に於ける志摩守の特殊性」『国史制度崩壊に關する研究』)。『氏文』中で、この志摩

国に対する言及のないことは奇異とせざるをえないが、一方、若狭

国は、この志摩国とともに調庸のほとんどを海産物で貢納する点で

他国と異なる国(『延喜式』)であり、高橋氏がここに権益を有したことは想像しえぬところではなかったのである。事実、「国造本紀」には、若狭国造条に「遠飛鳥朝御代。膳臣祖佐白米命荒磯命定賜國造」なる記事が見えており、高橋氏と若狭国とのかかわり

には無視しえるものがあったのである。さらに上総國と高橋氏との関係についても、「安閑紀」元年四月一日条に、伊甚屯倉(上総國)創設に關して、

内膳卿膳臣大麻呂、勅を奉りて、使を遣して珠を伊甚に求めしむ。伊甚國造等、京に詣づること遲晚くして、時を踰ゆるまで進らず。膳臣大麻呂、大きに怒りて、國造等を收へ縛りて、所

由を推問ふ。……

なる記事が見えており、ここに膳氏が『國造に対する強い糾撃の権を持つてゐること、内膳卿という頭職についていることなどを膳臣に関して特筆しようとする態度』(坂本太郎前掲論文)が顯著であるところから、やはり高橋氏(膳氏の後身)の上総國に対する勢威のほどを察することができるのである。

一方、これらは国国とは異なり、淡路国については高橋氏との関係を示す直接的な資料を見出すことはできない。「淡路国」が「淡國」の誤伝であったとする信友の主張は、そのかぎりにおいては当を得たものであつたといふことができる。しかしながら淡路国は、高橋氏との相論の対手であつた安曇氏と特殊な関係を有していたのであって、淡路国は名称は、かかる安曇氏との対立の中から『氏文』中に持ち込まれたものと考えられるのである。

ところで、安曇氏が膳職に奉仕するにいたつた由来については、安曇氏側に独自の所伝が存在せず、そのたしかなところは不明とせざるをえない。けれども『本朝月令』所引太政官符に「及ニ輕島明宮御宇齋田天皇三年。処々海人詔呪之不レ從レ命。乃遣ニ安曇連祖大浜宿禰。平之日。為ニ海人之宰。是安曇氏預ニ奉御膳之由也」とあるごとく、応神朝における大浜宿禰の活躍が膳職奉仕の由来であ

つたと考えられるのである。この太政官符の内容は、「応神紀」の記事をそのままに継承するものであって、つまるところ安曇氏は海人の宰として、海人の得た魚貝を朝廷に献することで供御に奉仕した氏族であることが知られるのである。このほか『肥前国風土記』松浦郡值嘉郷条には、阿曇連百足が、值嘉島の海人から御賛を徵して、いたことを窺わせる記事が見えており、海人の宰としての安曇氏の活躍には頗著なものがあったといえよう。こうした安曇氏と海人の関係について、太田亮氏は『阿曇連は総領的伴造であり、一方、海部直、海部首、海部公、海臣などはいずれも部分的伴造であった。……総領的伴造は中央にあって、部を総領して朝廷に奉仕したものに対し、部分的伴造は地方に住み、海部の長となつた』(『日本古代社会組織の研究』)と説いておられるが、首肯さるべき見解といえよう。こうした安曇氏と海人の関係は、淡路国においても見出されるものであった。由来、淡路国は、『万葉集』にも、伊勢・志摩両国とともに「御食つ國」として歌われており、供御の料を奉る国として、古くから朝廷との深いかかわりを有していた。とりわけ「御食つ國 日の御調と 淡路の 野島の海人の……」(巻六一九三三)と歌われた野島の海人は、『おそらく五世紀代から天皇に海の幸を奉り隸属を深めていた』と思われる所以である(直木孝次郎「古代の淡路と大和朝廷」『飛鳥奈良時代の研究』)。この野島の海人の統括者がほかならぬ安曇氏であったことは、「履中記」即位前紀、同元年四月条の記事に徴してもあきらかな事実であった。すなわちここには、安曇連浜子が野島の海人を率いて天皇に抗した記事が見えており、かかる点からも安曇氏が野島の海人の管掌者であった事実を窺うことができるるのである。淡路国は、「延喜内膳司式」によれば、

供御の料貢進の「結番」に宛てられており、また正月、新嘗、節供などの「節料」を貢進すべき國として定められていた。さらに神今食に際しては、とくに「淡路塩」を料とすべきことが定められており、これらの事実は、淡路国と内膳司との深いかかわりを想像させるものであった。こうした中で淡路国の海人を統括する安曇氏が、律令官制の下、内膳司の長官即ち奉膳たる地位を占めるにいたったことも、その意味では少しも奇異な出来事ではなかつたと思われる。しかしながら、こうした安曇氏と淡路国との密接な関係は、その対立者たる高橋氏にとって決して無視しうるものではなかつた。淡路国が、供御の料や「節料」の貢進に預る国であり、内膳司の職掌にとって重要な意味を持つ國である以上、この國に対する特権的な地位を安曇氏の手にのみ委ねておくことは、対立の当事者である高橋氏にとって許容すべからざるところであつたのである。「淡路国」の長たる地位の保証されたことを主張する『氏文』の記事は、「淡国(安房国)」の誤伝ではなく、やはり高橋・安曇両氏の相論の中で、自氏の立場を有利ならしめようとする、高橋氏側の意図によって書き加えられたものであつたと思われるのである。

以上のことく、『政事要略』所収逸文中の「淡路国」が「淡国(安房国)」の誤伝ではなく、『高橋氏文』中に積極的な意味を有するものであることを論じてきたが、これによれば、上総国からの安房国分立を前提とする成立の論は、その論拠を喪うこととなる。したがつて『氏文』成立(一次的成立)の時点は、現段階では、天平十三年から天平宝字元年の間であつたと解すべきであり、これ以後様様な『續写』(伴信友)の過程を経て、延暦八年の奏上にいたつたものと解することができるのである。